

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【公表番号】特表2013-513625(P2013-513625A)

【公表日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2012-543426(P2012-543426)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|--------|-----------|
| A 6 1 K | 31/395 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 43/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 35/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 17/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 17/02 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 45/00 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|--------|-------|
| A 6 1 K | 31/395 | |
| A 6 1 P | 43/00 | 1 0 5 |
| A 6 1 P | 35/00 | |
| A 6 1 P | 17/00 | |
| A 6 1 P | 17/02 | |
| A 6 1 P | 43/00 | 1 2 1 |
| A 6 1 K | 45/00 | |

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月11日(2013.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネホバム、またはその機能的に同等な類似体、プロドラッグ、塩もしくは溶媒和物から選択されるネホバム化合物を含む、哺乳類における-カテニン媒介障害を治療するための医薬組成物。

【請求項2】

前記-カテニン媒介障害が、線維増殖性障害および癌からなる群から選択される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記線維増殖性障害が、肥厚性瘢痕、過形成性瘢痕、ケロイド瘢痕、侵襲性線維腫症、肝線維症、肺線維症、腎線維症、糸球体硬化症、足底線維腫症およびデュピイトラン拘縮(DC)からなる群から選択される、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記-カテニン媒介障害が、瘢痕形成である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記癌が、結腸癌、メラノーマ、肝細胞癌、卵巣癌、子宮内膜癌、髄芽腫、毛母腫、および前立腺癌からなる群から選択される、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項6】

薬学的に許容されるアジュバントと組み合わせて投与される、請求項2に記載の医薬組成物。

成物。

【請求項 7】

更なる治療薬と併せて投与される、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

局所的に投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

標的部位への適用のために生体適合性マトリックスに適用されている、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記生体適合性マトリックスが、包帯剤、包帯、インプラントおよびポリマーマトリックスからなる群から選択される、請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記ネホパム化合物が、約 0.0001 ~ 100 mg の用量で投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

包装と、ネホパム、またはその機能的に同等な類似体、塩、溶媒和物もしくはプロドラッグから選択されるネホパム化合物を含む組成物とを含む製品であって、前記包装は、組成物が - カテニン媒介障害を治療するために有用であることを示す、製品。

【請求項 13】

前記 - カテニン媒介障害が、線維増殖性障害および癌からなる群から選択される、請求項 12 に記載の製品。

【請求項 14】

前記組成物が、更なる治療薬を含む、請求項 12 に記載の製品。

【請求項 15】

前記組成物が、局所投与に適したものである、請求項 12 に記載の製品。

【請求項 16】

前記組成物が、生体適合性マトリックスに適用されたネホパム化合物を含む、請求項 12 に記載の製品。

【請求項 17】

- カテニン媒介障害の治療のための医薬を調製するための、ネホパムまたはその機能的に同等な類似体、塩、溶媒和物もしくはプロドラッグの使用。

【請求項 18】

治療有効量のネホパム、またはその薬学的に許容される類似体、塩、溶媒和物もしくはプロドラッグを含む、瘢痕組織を治療するまたは瘢痕組織形成を低減する医薬組成物。

【請求項 19】

前記瘢痕組織が、線維腫症、ケロイドまたは肥大性の障害と関連している、請求項 18 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記瘢痕組織の量が低減される、および / または、前記瘢痕組織の外観が改善される、請求項 18 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記瘢痕が、過形成性瘢痕、外科的瘢痕またはやけどの瘢痕からなる群から選択される、請求項 18 に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

有効量のネホパム、またはその薬学的に許容される類似体、塩、溶媒和物もしくはプロドラッグを含む、哺乳類における - カテニンレベルを調節する医薬組成物。